

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	①	性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。 また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	
当該施策の背景・目的	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 8,986 千円 28年度一次補正予算: 千円 28年度二次補正予算: 千円 29年度要求予算: 9,993 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

性犯罪被害者等支援体制整備促進事業

1. 目的

地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するために必要なスキルや支援体制整備の推進にむけた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができると期待される体制整備を図る。

2. 概要

●対象者

- ・ 地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員
- ・ 民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員

●主な研修テーマ

- ・ 国及び地方公共団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 民間支援団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援体制の整備にむけた取組について

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	①	性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。 また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金	
当該施策の背景・目的	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されたところ。 センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設することを目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： 千円 28年度一次補正予算： 千円 28年度二次補正予算： 千円 29年度要求予算： 260,908 千円
		機構定員要求
		その他（具体的に）
当該施策概要	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1/2又は1/3を補助）。 【交付対象経費】 * 都道府県・指定都市が負担した「相談センター」の運営に要する経費 * 都道府県が負担した警察に相談をしなかった被害者の医療費等 * 都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費 * 都道府県が実施するセンターの広報に係る経費 など	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金

1. 目的

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されている。

センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設することを目的とする。

2. 概要

センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1／2又は1／3を補助）。

【交付対象経費】

- * 都道府県・指定都市が負担した「相談センター」の運営に要する経費
- * 都道府県が負担した警察に相談をなかった被害者の医療費等
- * 都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費
- * 都道府県が実施するセンターの広報に係る経費

など

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所	
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2) ストーカー事案への対策の推進
細項目	① 「ストーカー総合対策」や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。 ストーカー事案への総合的な対策に更に取り組むため、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。
該当施策名 (事業名)	ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成・配布
当該施策の背景・目的	ストーカー事案について、地方公共団体の相談窓口において適切な支援を行うことを目的として、ストーカー被害者支援マニュアルを作成・配布し、その活用を図る。
当該施策の政策手段の分類	法令・制度改正
	税制改正要望
	予算
	28年度当初予算： 千円 28年度一次補正予算： 千円 28年度二次補正予算： 千円 29年度要求予算： 千円
	機構定員要求
	○ その他(具体的に)
	ストーカー被害者支援マニュアルを作成し、地方公共団体に配布するとともに、相談員向けの研修等においてその活用を図る。
当該施策概要	地方公共団体の相談窓口におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、ストーカー被害者等に対する相談対応等に関する支援マニュアルを作成・配布し、その活用を図る。
担当府省庁	内閣府
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室

ストーカー総合対策

平成 27 年 3 月 20 日

ストーカー総合対策関係省庁会議

【抜粋（ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成関係部分）】

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

(2) 関係機関における被害者等の支援機能の拡充

- 警察に相談することをためらう被害者等もいることから、地方公共団体における被害者支援の充実を図るため、内閣府における平成 26 年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」を踏まえ、マニュアルを作成するなど地方公共団体における被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進する。（内閣府、関係省庁）

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(3)	(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	
当該施策の背景・目的	配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： 26,046 千円 28年度一次補正予算： 千円 28年度二次補正予算： 千円 29年度要求予算： 24,630 千円
		機構定員要求
		その他（具体的に）
当該施策概要	センターの運営・管理に責任を持つ者（センター長及びセンター主管課長を対象とする研修（支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理）、相談員（センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員）を対象とする研修（法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの）を実施する。センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携 促進事業

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、支援センター長等を対象とした研修の実施及び支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体の支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。

2. 概要

●研修

※対象者：支援センター長、地方公共団体における支援センター主管部（局）の職員、
官民の相談機関の相談員

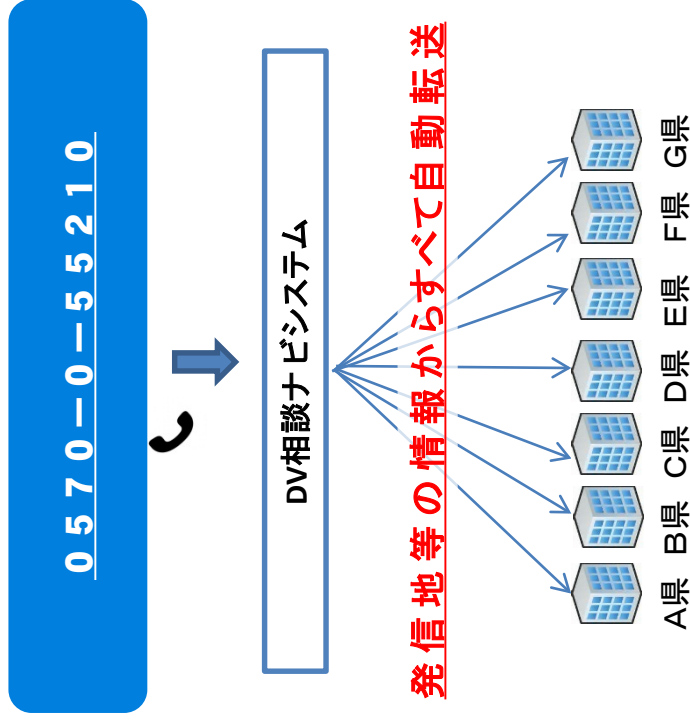
●支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集

●支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(3)	(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。
該当施策名 (事業名)	DV被害者のための相談機関案内サービス	
当該施策の背景・目的	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 1,631 千円
		28年度一次補正予算: 千円
		28年度二次補正予算: 千円
		29年度要求予算: 1,631 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人立ち寄り場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼。)	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

DV被害者のための相談機関案内サービス

○全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送する。



○広報用携帯カード

全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを地方公共団体に配布。被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等に置いてもらうように依頼。



配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか。相談してみること、ひとりで悩まなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

相手といくと、悔いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールを手エツクする、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、遅延に協力しないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

● 発信場所から最寄りの相談窓口へ、あなたがかけた電話を自動転送します。

● 固定電話からだけでなく、携帯電話、PHS 及びIP 電話（一部のIP 電話を除く。）からもつながります。

内閣府男女共同参画局



ここに どんわ

DV相談ナビ 0570-0-55210

By calling this number, you will be automatically connected to your closest Spousal Violence Counseling and Support Center.

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(3)	(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	③	加害者更生に関する取組は被害者(子供も含む。)の安全を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、地域社会内での加害者更生プログラムの実態把握等これまでの調査研究結果を踏まえ、取組の具体化に向けた調査・検討を加速する。
該当施策名 (事業名)	諸外国における配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究	
当該施策の背景・目的	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、今後、日本における加害者プログラムの在り方を検討する際には、諸外国の先行事例を参考にしつつ、被害者に対する危険度等のアセスメントの導入や、加害者プログラムへの参加に係る法制度の在り方等について検討していくことが必要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査研究を行う。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 千円 28年度一次補正予算: 千円 28年度二次補正予算: 千円 29年度要求予算: 7,258 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	検討委員会を設置し、海外調査及び文献・資料調査により、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査を行い、日本における加害者プログラムの在り方を検討する。調査研究報告書については、諸外国の加害者プログラムの実施状況等の周知を図るため、地方公共団体及び被害者支援団体に配布する。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

諸外国における配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究

1. 目的

今後、日本における加害者プログラムの在り方を検討するに際し、諸外国の先行事例を参考にしつつ、被害者に対する危険度等のアセスメントの導入や、加害者プログラムへの参加に係る法制度の在り方等について検討していくことが必要であることから、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査研究を行う。

2. 事業概要について

○関係省庁及び有識者5名程度（研究者、弁護士、支援者等）からなる検討委員会を設置する。

○海外調査及び文献・資料調査により、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査を行い、検討委員会（5回程度）において日本における加害者プログラムの在り方を検討する。

○諸外国の加害者プログラムの実施状況等の周知を図るため、地方公共団体及び被害者支援団体に調査研究報告書を配布する。

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	①	暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 児童の性的搾取等に係る対策を推進する。
該当施策名 (事業名)	男女間における暴力に関する調査	
当該施策の背景・目的	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。平成29年度においても本調査を実施し、昨今の男女間における暴力の実態を明らかにすることを目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： 千円 28年度一次補正予算： 千円 28年度二次補正予算： 千円 29年度要求予算： 15,646 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を行う。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

男女間における暴力に関する調査

1. 目的

配偶者等に対する暴力についての確な施策を実施するため、配偶者暴力防止法(第25条)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に基づき、男女間における暴力の実態を定期的・継続的に調査する。

2. 事業概要について

- 調査対象：全国の20歳以上の男女5,000人
 - 調査方法：無作為抽出によるアンケート調査
 - 調査項目：男女間における暴力の実態
- ① 配偶者暴力防止法の認知
 - ② 夫婦間での行為についての暴力としての認識
 - ③ 配偶者からの被害経験
 - ④ 交際相手からの被害経験
 - ⑤ 特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験
 - ⑥ 無理やりに性交された経験
 - ⑦ 男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	①	暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 児童の性的搾取等に係る対策を推進する。
該当施策名 (事業名)	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究	
当該施策の背景・目的	近年、若年層を対象とした暴力が多様化しており、その実態把握とともに、若年層に対する啓発活動等が重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態を把握し、被害者に対する効果的な支援の在り方について検討するため、若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究を行う。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： 千円 28年度一次補正予算： 千円 28年度二次補正予算： 千円 29年度要求予算： 16,385 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態について、被害者支援に実績のある民間支援団体の取組を通じて調査するとともに、有識者からなる検討会において、被害者が実態に即した支援を受けることができる効果的な支援の在り方について検討する。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する 調査研究経費

1. 目的

若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要の被害実態について、被害者支援に実績のある民間支援団体の取組を通じて調査するとともに、有識者からなる検討会において、被害者に対する効果的な支援の在り方について検討する。

2. 概要

●実態把握調査

(※調査協力団体：いわゆるJKビジネス及びアダルトビデオへの出演強要の被害者支援に実績のある民間支援団体)

●検討会の開催

(※有識者5名程度、5回)

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	①	暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 <u>児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。</u> 児童の性的搾取等に係る対策を推進する。
該当施策名 (事業名)	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	
当該施策の背景・目的	近年、若年層を対象とした暴力の多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 5,518 千円 28年度一次補正予算: 千円 28年度二次補正予算: 千円 29年度要求予算: 7,378 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。 若年層における多様な暴力の形態及び実態を把握するため事例収集・分析を行うとともに、若年層の被害実態に即した、若年層を対象とする予防啓発小冊子の作成を行う。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業

1. 目的

若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修の実施及び若年層の被害実態に即した、若年層を対象とする予防啓発小冊子を作成して配布することにより、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。

2. 概要

●対象者

- ・ 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にあるもの
- ・ 地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員
- ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体

●主な研修テーマ

- ・ 若年女性に対する暴力の現状と被害者支援について
- ・ 地方公共団体・学校における若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発に関する取組について
- ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の効果的な予防啓発手法について